

陳情第 1 1 5 号	受理年月日	令和 4 年 9 月 8 日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の改正について	
要旨	<p>J R 西小倉駅北口には放置自転車等が乱雑に放置されている。8 月に確認したところ、10 年間放置されていたバイクも含め 10 台程度あった。さらに確認を進めたところ、防犯登録のない自転車が数台あり、放置自転車に関する作業内容と条例の記載事項の問題、特に、関連法や警察との連携方法について、これを未記載にしたことにより、不備が誘発されたと考えられたため、今後の市行政の円滑かつ適正な効率化のために、条例の改正案を提案し、検討してもらうこととした。</p> <p>特に強調した部分は、関連する国の主要な法律の用語等の整理、条例中の職員の定義として、正規の公務員だけと読める点を、訓練を受けた作業員でも可能と明文化したこと。陳情者が行った情報開示で具体的な作業内容が開示されなかったのは、現条例にも作業内容と記録について明記されていないため開示されなかったと推察されることから、放置自転車の作業について台帳に記載し整備するべきであるとして、台帳の必要性を明文化したこと。警察との連携の具体的方法として、警察では、防犯登録その他で盗難品かを確認するとされ、仮に市が放置自転車を見つけた際は警察への通知が必要であると判断し、その作業内容を明文化したこと。自転車の所有者の防犯登録の責務の具体化として、防犯登録のあるなしで対応時の費用にメリハリをつけることとしたことである。</p> <p>本案はあくまで素案であり、放置自転車をめぐっては、道路交通法、道路法、廃棄物処理法、自転車法など関連する法令が多岐にわたっているが、そのバランスを考慮した上で条例改正案について審査し、前向きな対応をしていただきたい（条例改正素案は別紙のとおり）。</p>	